

廃掃法施行令一部改正 —環境省—



The Knights

今回の施行令改正は、平成 15 年 6 月に成立・公布された廃棄物処理法の改正内容のうち、12 月 1 日から施行される部分に関する規定を整備したものです。内容は以下のとおりです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

(1) 事業者が一般廃棄物の処理を他人に委託する場合の基準について(第 4 条の 4 関係)

事業者が一般廃棄物の処理を他人に委託する場合には、他人の一般廃棄物の処理を業として行うことができる者であって、委託しようとする処理がその事業の範囲に含まれるものに委託しなければならないこと等を定める。

(2) 法第 7 条第 5 項第 4 号へ(法改正により追加された欠格要件)の政令で定める使用人について(第 4 条の 7 関係)

一般廃棄物処理業の許可の欠格要件に該当する者である、当該許可等の取消し処分に係る聴聞通知を受けてから当該処分がある日までの間に廃業の届出をしてから 5 年を経過しない法人又は個人の政令で定める使用人として、法第 7 条第 5 項第 4 号リ及び又と同様の者(本店又は支店の代表者等)を定める。

(3) 廃棄物処理業の許可が不要となる廃棄物の広域的処理の環境大臣認定(法第 9 条の 9 第 1 項及び法第 15 条の 4 の 3 第 1 項)に関し、政令で定める必要な事項について(第 5 条の 8 から第 15 条の 10 まで及び第 7 条の 5 関係)

廃棄物処理業の許可が不要となる廃棄物の広域的処理の認定に関し、

- ① 認定を受けた者は、当該認定に係る処理の内容、処理を行い又は行おうとする者及び処理の用に供する施設に関する事項の変更をしようとするときは、環境省令で定める軽微な変更を除き、環境大臣の変更の認定を受けなければならないこと、
- ② 環境大臣は、法第 9 条の 9 第 1 項又は法第 15 条の 4 の 3 第 1 項の認定(①の変更の認定を含む)をしたときは、認定証を交付しなければならないこと、等は、環境大臣に届出なければならないことを定める。

(4) 産業廃棄物の処理施設における保管上限について

(第 6 条第 1 項第 2 号ロ(3)及び第 6 条の 5 第 1 項第 2 号子(3)関係)

産業廃棄物処理基準のうち、産業廃棄物の保管上限の数量を定める規定について、産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものを処理する施設において処理する場合にあつては、当該産業廃棄物の数量に当該一般廃棄物の数量を含めて、保管上限以上の保管を禁止する。

(5) 施行期日(附則第 1 条関係)

この政令は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

資料: 2003年 9 月 18 日付 環境省報道発表資料

機器分析箇所 田沼 祐樹

■事業内容■

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

